12/18 開講
水戸市

求職者支援訓練 実践コース（営業・販売・事務分野） 訓練コース番号 5-08-08-002-03-0094

FP・会計科

日商簿記３級
国家技能検定 ３級 FP 技能士（CBT 試験対策）
国家技能検定 ２級 FP 技能士（CBT 試験対策）

ハロートレーニング
急がば学べ

訓練目標	ファイナンシャル・プランニングに関する専門的知識および簿記に関する基礎的知識の習得。
取得できる資格（任意受験）	・日商簿記３級 ・２級ファイナンシャル・プランニング技能士 ・３級ファイナンシャル・プランニング技能士 ※この訓練の講義は日本 FP 協会の AFP 認定研修に認定されており、当訓練のカリキュラムを修了することで２級 FP 技能検定試験の受験資格が得られます。
訓練実施施設	日建学院 水戸校（水戸市笠原町 978-27　IPIC ビル 3F）　裏面地図参照
訓練期間	令和８年 12 月 18 日（金）　～　令和９年４月 30 日（金） 訓練日数 71 日間　　休講日…土・日・祝日（他、裏面カレンダー参照）
訓練時間	１０：００～１６：３０（昼休み５０分間）
定員	１５名　※応募状況によっては訓練を中止することがあります。また、応募状況によっては定員を増員することがあります。
受講料	無料
自己負担額	テキスト代（税込 15,000 円） 駐車場代（利用希望者のみ・訓練期間通じて税込み 4,000 円） 任意受験：日商簿記３級　3,300 円（税込） ２級ファイナンシャル・プランニング技能検定 11,700 円（非課税） ３級ファイナンシャル・プランニング技能検定　8,000 円（非課税）
募集期間	令和８年 10 月 20 日（火）～　令和８年 11 月 30 日（月） ※締切日の前日までに管轄のハローワークで求職申込と職業相談が必要です。
選考日／会場	令和８年 12 月４日（金）／場所：日建学院 水戸校	選考方法：面接のみ 面接時の持ち物：特になし
選考結果発送日	令和８年 12 月 10 日（木）	
感染症防止対策	消毒液を設置しています。	

【応募方法】

①管轄のハローワークで募集締切日の前日までに求職申込の手続きを行い、職業相談の上、「受講申込書」「受講申込・事前審査書」等を受け取ります。
②「受講申込書」「受講申込・事前審査書」、添付すべき確認書類等を募集期間内にハローワークへ提出してください。内容確認後、ハローワークから「受講申込書」が交付されます。
③「受講申込書」を募集期間内に日建学院水戸校まで持参または郵送（募集締切日の消印まで有効）してください。
④応募受付後、電話にて選考の時間等についてご案内いたします。

【注意事項】

①選考試験は応募された方全員が対象になります。試験当日に欠席された場合は辞退とみなしますので必ずご参加ください。
②結果通知は郵送により通知させていただきます。なお、電話によるお問い合わせには応じかねますのでご了承願います。
③申込時に提出いただいた関係書類の個人情報は、個人情報保護に関する法律を遵守し、適切に管理いたします。

【訓練科目・時間数】

	科目	時間
学科	安全衛生	1時間
	就職支援	18時間
	FP基礎	3時間
	ライフプランニングと資金計画	21時間
	リスク管理	21時間
	金融資産運用	30時間
	タックスプランニング	21時間
	不動産	24時間

	科目	時間
学科	ファイナンシャル・プランニング知識	18時間
	相続・事業承継	21時間
	簿記知識	60時間
実技	簿記演習	24時間
	資産設計提案基礎業務演習	18時間
	資産設計提案業務演習	72時間
	提案書の作成演習	24時間
他	職業人講話	6時間

【訓練カレンダー】

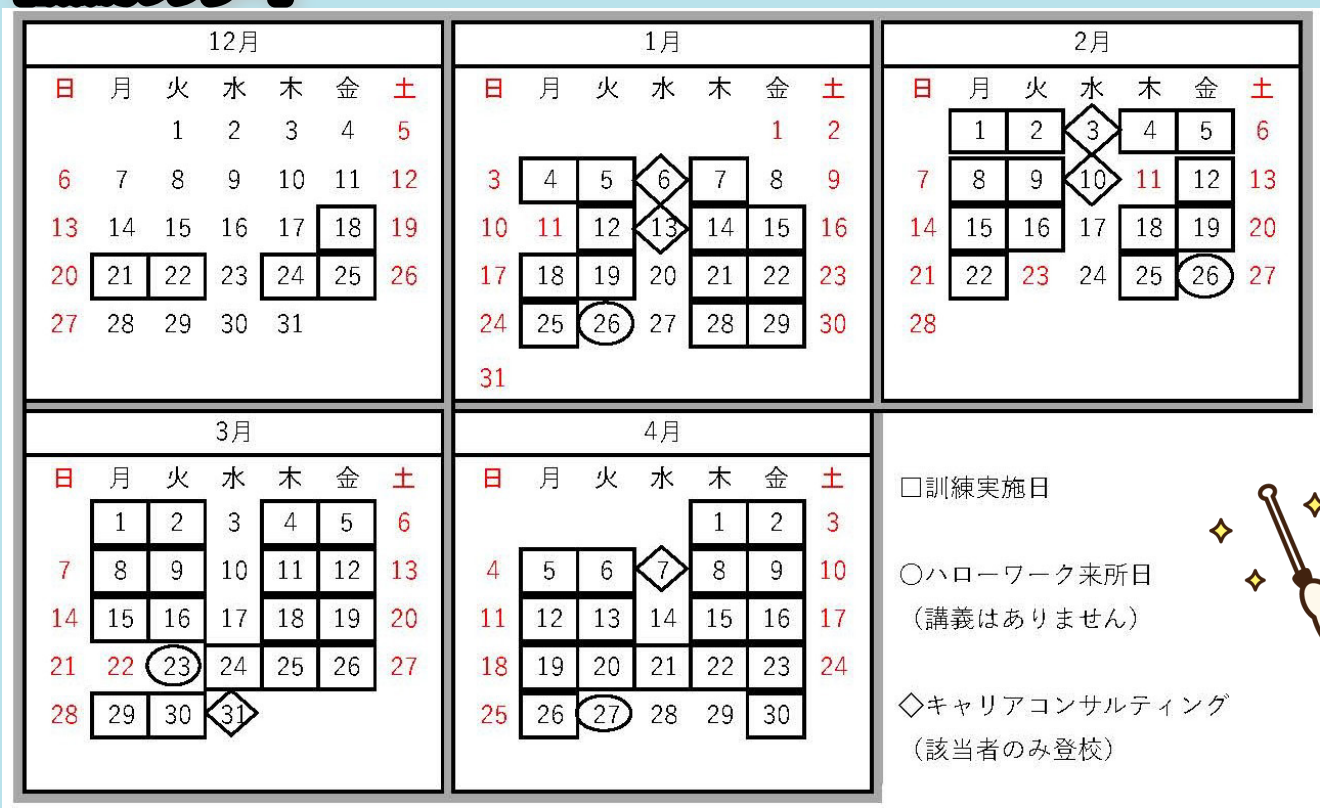

□訓練実施日

○ハローワーク来所日
（講義はありません）

◇キャリアコンサルティング
（該当者のみ登校）



【訓練実施施設及び選考会場地図】

有料駐車場あり、県庁バスターミナルより徒歩５分

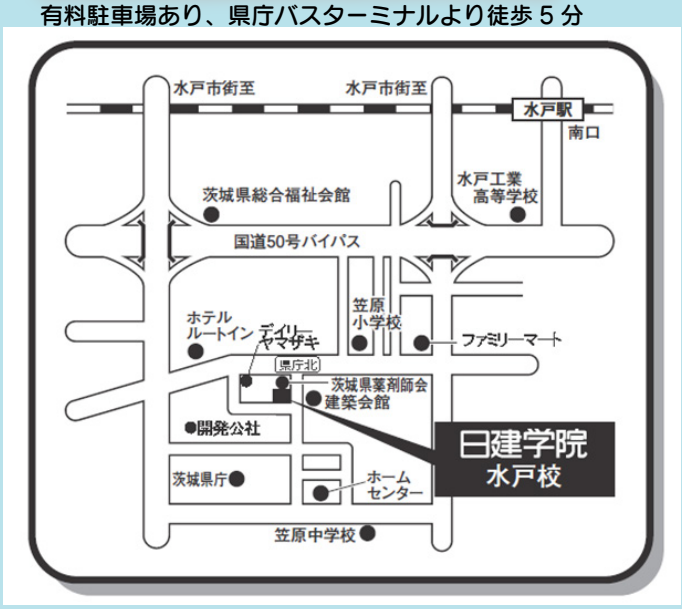

【訓練実施施設・お申込み・お問合せ】

株式会社建築資料研究社

日建学院 水戸校

担当	職業訓練事務局（篠原）
TEL	029-305-5433（平日 9:00 ～ 18:00）
住所	〒310-0852 水戸市笠原町 978-27　IPIC ビル 3F
e-mail	017649@mx1.ksknet.co.jp
FAX	029-241-5128
訓練内容 個別説明会	会場：日建学院　水戸校 日時：10/22(木)、10/27(火)、10/29(木)、11/5(木) 11/10(火)、11/12(木)、11/17(火)、11/19(木) 14：00 ～ (30 分～ 60 分程度) ※雇用保険受給資格者の方が訓練説明会等に参加した場合は、求職活動実績にカウントできる場合がありますので、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。